

用語解説集

【ア行】

宇宙空間における軍拡競争の防止 (Prevention of Arms Race in Outer Space: PAROS)

宇宙空間の軍事的利用については、宇宙条約その他の国際条約で規定されており、一定の枠組が存在するが、1978年、第1回国連軍縮特別総会最終文書において、「宇宙空間における軍備競争の防止」のために更に追加的措置が取られるべきであるとされた。1985～94年にかけてジュネーブ軍縮会議にアドホック委員会が設けられ、新たな条約の締結の必要性等について協議されたが、結局、議論は収束しなかった。

NPT 運用検討会議 (The NPT Review Conference)

NPT 第8条第3項の規定により、5年に一回、NPTの運用状況について検討する締約国会議。1995年の運用検討会議(NPT Review and Extension Conference)では、NPTの無期限延長が決定され、2000年の運用検討会議では、核兵器国による全面的核廃絶に係る「明確な約束」をはじめ、核軍縮に係る現実的措置を含む「最終文書」が採択された。次回の運用検討会議は2005年に開催予定。

欧州通常戦力条約 (The Treaty on Conventional Armed Forces in Europe: CFE)

冷戦時の東西両陣営の対峙を前提として、北大西洋条約機構(NATO)とワルシャワ条約機構(WTO)との間で、低いレベルの通常戦力の均衡を図ることを目的とした、通常戦力に関する戦後初めての軍備管理・軍縮条約。

オーストラリア・グループ (Australia Group: AG)

化学・生物兵器の開発・製造に使用しうる関連汎用品及び技術の輸出管理を通じて、化学・生物兵器の拡散を防止することを目的とする輸出管理レジーム。33カ国及び欧州委員会で構成される。

【カ行】

化学兵器禁止条約 (Chemical Weapons Convention: CWC)

開発、生産、保有を含めた化学兵器の全面的禁止及び厳密な検証制度を特長とする条約。97年発効。2002年3月現在の締約国数は145カ国。この条約に基づき、化学兵器禁止機関(Organization for Prohibition of Chemical Weapons: OPCW)が1997年5月にハーグに設立され、世界的な化学兵器の軍縮及び不拡散の実施の任に当たっている。

核実験モラトリアム

核実験を自主的に一時停止すること。

核戦略

核兵器を安全保障を確保するための一手段として捉え、それによって構築された国家安全保障戦略。

(我が国提出の)核軍縮決議

我が国が、1994年以來毎年、国連総会第一委員会に提出している核廃絶のための決議。94年から99年までは、「核兵器の究極的廃絶に向けた核軍縮」決議を提出し、圧倒的多数の国の支持を得てきた。この決議は、核兵器国に核廃絶が「究極的目標」であることを認識させることに貢献した。2000年NPT運用検討会議で、核兵器国が、核兵器の全面的廃絶に係る「明確な約束」について合意したことにより、「究極的核廃絶」決議はその役割を終えた。これを受けて、我が国は2000年以降、全面的核廃絶に至る具体的道すじを示した「核兵器の全面的廃絶への道程」決議案を提出し、国際社会の圧倒的 support を従来同様受けている。

核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム

98年5月のインド、パキスタンによる核実験を受け、橋本総理、小淵外相(当時)のイニシアティブにより、核不拡散・核軍縮問題の将来のあり方について政策提言を行う目的で開催された賢人会議。日本国際問題研究所と広島平和研究所が共催し、17ヶ国1国際機関から世界的に著名な専門家合計23名が参加した。合計4回の会合を経て、1999年7月に報告書が纏められた。

核物質計量管理国家制度(State System for Nuclear Material Accountancy and Control: SSAC)

核物質の種類及び量を正確に管理し、これを封じ込め・監視するためのシステム。広義では、核物質が規定された目的以外に移転するのを防ぐための物理的防護や、これらを国として管理するための法律的枠組をも含む。IAEAと保障措置協定を締結した国は、保障措置を適用させる際の前提として、この計量管理システムを整備する必要がある。

(核物質の計量管理とは、原子力施設にどのような核物質がどれだけあり、一定期間にどれだけ搬入・搬出されたか、そして現在どのような核物質がどれだけ残っているかを正確に管理する手法で、いわば厳密な家計簿のようなもの。)

核兵器不拡散条約(Treaty on the Non-proliferation of Nuclear Weapons: NPT)

米露中英仏の5ヶ国を「核兵器国」と定め、非核兵器国による核兵器取得等の禁止と保障措置の受け入れ、核兵器国による核軍縮のための誠実な交渉義務等を定めている国際条約。1968年成立し、1970年発効。我が国は1976年批准。現在の締約国は187ヶ国(インド、パキスタン、北朝鮮、キューバが未締約。)

キャッチ・オール規制

大量破壊兵器等の関連汎用品・技術の輸出管理を補完・強化することを目的とした規制で、輸出管理品目としてリストに載せられていない品目であっても、最終需要者によって大量破壊兵器の開発等の懸念用途に用いられる場合には、輸出許可申請に服せしめる制度。

我が国では、当該輸出貨物または技術が大量破壊兵器開発等に使用されるおそれがあるとして、輸出管理当局が定める場合(客観要件)、または、その恐れがあるとして輸出管理当局が輸出者に対して輸出許可申請すべきことを通知する場合(インフォーム要件)に、許可申請が必要とされる。

軍縮会議（Conference on Disarmament: CD）

ジュネーブ軍縮会議ともいう。国際社会で唯一の多国間軍縮交渉機関。国連や他の国際機関から基本的に独立している。1959年に設立された「10ヶ国軍縮委員会」が、いくつかの変遷を経て、その後拡大・発展したもの。現在の参加国は66カ国。
軽水炉

水を冷却・減速材として用いる原子炉。重水を用いる一部の原子炉と区別して、軽水を用いる炉として軽水炉と呼ぶ。沸騰水型(BWR)と加圧水型(PWR)がある。黒鉛を減速材として用いる黒鉛減速炉(RBMK)とは異なる。

検証

条約の締約国が、その条約の義務を誠実に履行しているかどうかを確認する仕組み。伝統的な検証方法としては、締約国による申告、国際機関による現地査察という方法が採られている。

原子力供給国グループ（Nuclear Suppliers Group: NSG）

核兵器開発に使用されうる資機材・技術の輸出管理を通じて核兵器の拡散を阻止することを目的とする輸出管理レジーム。現在39カ国が参加。原子力関連品目（専用品）の規制指針であるロンドン・ガイドライン・パート1と、原子力汎用品の規制指針であるロンドン・ガイドライン・パート2が存在する。

小型武器（small arms and light weapons）

狭義では、兵士一人で携帯、使用が可能な武器（自動拳銃、小銃等）を指すが、広義として、「軽武器」（重機関銃、携帯対戦車ミサイル等）及び「弾薬・爆発物」を併せた3種類の総称として用いられる。

国際科学技術センター（International Science and Technology Center: ISTC）

旧ソ連下で大量破壊兵器の研究に従事していた科学者・研究者の国外流出を防止するために、これらの科学者・研究者が平和目的の研究プロジェクトに従事する機会を提供し、軍民転換を促進することを目的として設立された国際機関。参加国は、米、EU、日本など。本部はモスクワにある。

国際原子力機関（International Atomic Energy Agency: IAEA）

原子力の平和利用を推進するとともに、国際的な核不拡散体制を維持することを目的とした国際機関。原子力の軍事目的への転用を防ぐための「保障措置」や、平和利用分野での情報配布、安全基準の設定や条約作成といった幅広い活動を行う。国連決議に基づく専門機関ではないが、これに準ずる。

国連宇宙空間平和利用委員会（Committee On the Peaceful Use of Outer Space: COPUOS）

1959年に国連総会の下に設置された委員会。「宇宙空間の平和目的利用を維持するための方策と手段」との議題で、宇宙の秩序の問題を検討してきたが、現在ではあまり実質的な議論とはなっていない。最近では、この委員会の場で軍縮問題を取り扱うか否かで各国の意見が分かれている。

国連監視検証査察委員会 (United Nations Monitoring, Verification and Inspection Commission: UNMOVIC)

国連が湾岸戦争の正式停戦決議及び安保理決議 687 (1991 年 4 月 3 日採択) に基づき、イラクの大量破壊兵器及びミサイルの脅威を除去することを目的として 1991 年 5 月に設置した特別委員会 (United Nations Special Commission: UNSCOM) の後身。包括的安保理決議 1284 (1999 年 12 月 17 日採択) に基づき、強化された継続的な監視及び検証を実施する。

国連軍縮委員会 (United Nations Disarmament Commission: UNDC)

第一委員会と並んで、軍縮問題に関して議論するための国連総会の補助機関。第一委員会が国連総会の会期中に開催され、軍縮問題全般を扱うのに対し、UNDC は総会の枠外で、通常、毎年 4~5 月に行われ、特定のテーマを 3 年間継続して取り上げ、議論する。

国連軍縮会議 (United Nations Conference on Disarmament Issues)

アジア・太平洋地域において、軍縮・安全保障問題に対する意識を高め、対話を促進する観点から、1989 年より毎年開催されている会議。国連アジア太平洋平和軍縮センター主催。日本政府後援の下、毎年日本国内の地方都市で開催されている。国連軍縮諮問委員会 (UN Secretary-General's Advisory Board on Disarmament Matters)

軍縮問題に関する国連事務総長の諮問機関。個人資格の委員約 20 名から構成され、軍縮問題一般について事務総長に直接助言する。

国連軍縮フェローシップ

特に開発途上国における軍縮問題の専門家を育成するため、国連が軍縮問題に携わる各国の中堅外交官・国防省関係者等を対象として行う研修プログラム。1978 年の第 1 回国連軍縮特別総会において実施が決定され、1979 年以来毎年実施されている。

国連軍備登録制度 (United Nations Register of Conventional Arms)

通常兵器の国際的な移転を中心とする軍備の透明性や公開性を向上させ、各国の信頼醸成、過度の軍備の蓄積の防止等を図ることを目的として設置された制度で、国連加盟国が一定のカテゴリーの通常兵器の輸出入に関する情報 (1 年間の輸出入数量及びその相手国) を国連事務局に通報するもの。

国連小型武器会議 (The UN Conference on the Illicit Trade in Small Arms and Light Weapons in All Its Aspects)

正式名称は「小型武器非合法取引のあらゆる側面に関する国連会議」。小型武器非合法取引の防止に向けて開催された初めての閣僚級国連会議。(2001 年 7 月、於：ニューヨーク)

国連第一委員会

国連総会の下に設置された 6 つの主要委員会のうち、軍縮と国際安全保障問題全般を取り上げる委員会。毎年秋の国連総会一般討論後、約 4 週間の会期で開催されている。

ココム（対共産圏輸出統制委員会、Coordinating Committee for Multilateral Strategic Export Controls: COCOM）

西側諸国による共産圏諸国に対する戦略物資の輸出規制を目的とした輸出管理レジーム。東西冷戦の終結に伴い、1994年3月末に解消された。

国家ミサイル防衛（National Missile Defense: NMD）

限定的な戦略弾道ミサイル攻撃から米国50州全域を防衛するため、米国防省で進められていた計画。現在、米国政府はミサイル防衛（Missile Defense: MD）と呼称を変更している。

混合酸化物(Mixed Oxide)燃料（MOX燃料）

原子力発電所から出る使用済燃料などから回収されたプルトニウムを、ウランと混合して作られた核燃料。なお、解体した核兵器より生じるプルトニウムをMOX燃料に加工し発電に供することは、平和的な処分方法の一つとされている。

【サ行】

巡航ミサイル（クルーズ・ミサイル）

有翼式ミサイルで、発射から目標に到達するまでの間、吸気型推進システムにより一定の高度・速度で飛翔する。発射地点により、空中発射巡航ミサイル(ALCM)、海洋発射巡航ミサイル(SLCM)、地上発射巡航ミサイル(GLCM)の3種類に分かれる。地雷禁止国際キャンペーン（ICBL）

地雷禁止を目指すNGOの国際的連合体。国際社会がオタワ条約締結へ向かう動きを強力に後押しした。1997年のノーベル平和賞を受賞。

新アジェンダ（New Agenda Initiative。旧New Agenda Coalition：NAC）

従来の非同盟諸国が、時限付き核廃絶を含む核軍縮決議案を国連総会に提出していたのに対し、この決議案よりも国際社会の広範な支持を得ることを目指して、やや穏健な内容の「核兵器のない世界 - 新たな課題（アジェンダ）の必要性」と題する決議案を98年より国連総会に提出している、非同盟諸国穏健派を中心とする非核7ヶ国（ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ、スウェーデン）。

信頼醸成措置（Confidence Building Measures：CBM）

締約国が互いに相手国の軍事活動や条約遵守について不信感を抱くことを防ぐための措置。例えば、軍事活動についての年次報告や、宇宙ロケット発射やミサイル実験を行う際の事前通報等がこれに当たる。

「すずらん」

2000年4月、我が国の支援によりロシアに供与した液体放射性廃棄物施設の名称。ウラジオストク近郊の町ポリショイ・カーメニに係留されている。現在極東に貯蔵されている液体放射性廃棄物に加え、将来極東において実施される原子力潜水艦の解体によって生じる液体放射性廃棄物を処理する能力を有する。

生物兵器禁止条約（biological Weapons Convention: BWC）

開発、生産、保有を含めた生物兵器の全面的禁止及び保有する生物兵器の廃棄を

目的とする条約。1972年署名、75年発効。2002年3月現在の締約国数は145カ国。

なお、同条約は加盟国による条約遵守を確認するための手段がないため、検証のための議定書を策定するための交渉が95年から続けられていたが、現在は事実上中断している。

戦域核兵器

中距離核兵器とも呼ばれる。西欧、中近東、朝鮮半島など、「戦域」(theater)で使うことが想定されている核兵器。

戦術核兵器

短距離核兵器とも呼ばれる。主に個々の戦場で使用するための核兵器。短距離ミサイル、核火砲、核地雷などが含まれる。

戦略核兵器

敵対国の政治経済の中心を直接攻撃する能力を有する核兵器。長距離核兵器ともいう。大陸間弾道ミサイル(ICBM)、潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)、有人戦略爆撃機搭載の核兵器を、三本柱とする。

戦略兵器削減条約(Strategic Arms Reduction Treaty: START)

戦略核弾頭及び運搬手段の削減等に関する米露二国間条約。

戦略防衛構想(Strategic Defense Initiative: SDI)

ソ連のICBMを、発射後に空中で破壊するため、宇宙空間に大規模なミサイル防衛システムを展開しようとする構想。1983年にレーガン米大統領が提唱したが、同政権の終了と共に放棄された。

相互確証破壊(Mutual Assured Destruction: MAD)

双方の核防御態勢を制限し、敢えて脆弱なものに保つことによって、核攻撃を相互に抑止することができるという理論。

【タ行】

対人地雷禁止条約(オタワ条約、Convention on the Prohibition of the Use, Stockpiling, Production and Transfer of Anti-Personnel Mines and On Their Destruction)

対人地雷の使用、生産等を禁止し貯蔵地雷の廃棄、埋設地雷の除去を義務づける条約で、1999年3月に発効した。2002年3月現在の締約国は122カ国。

対弾道ミサイル・システム制限条約、ABM条約(Anti-Ballistic Missile Treaty)

米ソ間で1972年5月に締結され、10月に発効した条約であり、戦略弾道ミサイルを迎撃するミサイル・システムの開発、配備を厳しく制限しようとするもの。2001年12月に米国が一方的離脱をロシア等に通報し、6ヶ月後に失効する予定。

大量破壊兵器(Weapons of Mass Destruction: WMD)

一般に、核、生物、及び化学兵器を指す。

核兵器とは、核分裂または核融合によるエネルギーを破壊力として利用する兵器である。生物兵器とは、生物剤(天然痘、炭疽等)またはこれらを保有して媒介する生物を使用して人、動物、又は植物に害を加える兵器をいう。化学兵器とは、毒ガス、またはこれを充填した砲弾・爆弾をいう。

弾道ミサイル

ロケット式推進システムで大気圏外に打ち上げられ、その慣性の力によって大気圏外を弾道飛翔することで、最小のエネルギーで最大の飛翔距離を得ることができるミサイルの総称。その飛翔距離により、大陸間弾道弾(ICBM:射程 5000 km 以上)、中距離弾道弾 (IRBM:射程 500 - 5000 km)、短距離弾道ミサイル (SRBM:射程 500 km 以下) に分けられる。(分類は「ミリタリー・バランス 1999-2000」による)

弾道ミサイルの拡散に立ち向かうための国際行動規範 (International Code of Conduct against Ballistic Missile Proliferation: ICOC)

輸出管理だけでは先進国からの技術流出を防ぎミサイル技術の拡散が進行するのをくい止めることはできないとの観点から、MTCR が起草した弾道ミサイル不拡散のためのグローバルな規範。法的拘束力を持つ国際約束ではなく、政治的拘束力を持つ規範として位置づけられている。

中国遺棄化学兵器

第二次大戦中に中国に遺棄された旧日本軍の化学兵器。化学兵器禁止条約 (CWC) 上、日本がその廃棄義務を負う。

朝鮮半島エネルギー開発機構 (Korean Peninsula Energy Development Organization: KEDO)

米朝間の「合意された枠組み」(1994年10月21日)を踏まえ、95年3月9日に日米韓により設立された国際共同事業体(その後、1997年9月、EUが日米韓と同様の理事会メンバーとしての資格で加盟)。北朝鮮の既存又は計画中の核施設の凍結・解体等の見返りとして軽水炉を建設することを目的に、北朝鮮に対して、軽水炉プロジェクトの資金手当及び供与、並びに暫定的な代替エネルギーの供与を行う。

IAEA 追加議定書

91年にイラクによる核開発疑惑の実態が明らかになったのを契機に、これまでのIAEA保障措置では不十分であるとの反省から、保障措置の対象を核物質のみから核燃料サイクル開発に関する研究活動全般にまで拡大した。97年5月に成立したが、現在までに署名したのはわずか61カ国、発効しているのは34カ国のみである。

通常兵器

大量破壊兵器(核・生物・化学兵器)以外の兵器。小銃や戦車、軍艦、戦闘機など。

特定通常兵器使用禁止・制限条約(Convention on Prohibition or Restrictions on the Use of Certain Conventional Weapons Which May Be Deemed to Be Excessively Injurious or to Have Indiscriminate Effects: CCW)

非人道的と認められる特定の通常兵器(地雷、ナパーム弾等)の使用を禁止または制限する条約。1980年採択、83年発効。2002年3月現在88カ国が加盟。本体条約と4つの附属議定書からなる。

【ナ行】

「ならず者国家」

明確な定義はないが、大量破壊兵器などを秘密裏に、あるいは条約に違反して開発したり、他国へ拡散させたりする国家という意味で、主に米国が使用する言葉。テロ支援国家といった意味でも使われている。

【ハ行】

非核兵器地帯 (Nuclear Weapons Free Zone)

一般的には、国際約束により、特定の地域において、域内国が核兵器の生産、取得、保有及び管理を行うことを禁止するとともに、核兵器国 (米国、ロシア、英国、フランス、中国) がこれら諸国への核攻撃をしないことを誓約する (消極的安全保障の供与) 議定書を締結することによって作り出される「核のない地帯」のこと。

武器輸出三原則

武器輸出に関して 1967 年に制定された 3 原則で、(1) 共産圏諸国向け、(2) 国連決議により武器等の輸出が禁止されている国向け、(3) 国際紛争の当事国又はその恐れのある国向け、の場合には武器輸出を認めない我が国の政策をいう。1976 年の武器輸出に関する政府方針と併せて我が国の武器禁輸政策を構成する。兵器用核分裂性物質生産禁止条約、カットオフ条約 (Fissile Material Cut-off Treaty: FMCT)

核兵器及びその他の核爆発装置用のプルトニウム及び高濃縮ウランの生産を禁止する条約。1993 年 9 月にクリントン米大統領によって提案された。ジュネーブ軍縮会議において条約交渉開始のための特別委員会が一時設置されたこともあったが、現在でも交渉開始に至っていない。

平和的核爆発

軍事的目的ではなく、大規模な土木工事や地下資源開発など、民生的・平和的目的のために利用される核爆発をいう。NPT 条約第 5 条に許容される核爆発として規定されているが、核爆発を安全に平和的目的のために使用することは困難であり、また、あらゆる核爆発を禁じる CTBT が成立したことを受けて、同条は事実上死文化している。

包括的核実験禁止条約 (Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty: CTBT)

地下核実験を含むあらゆる「核兵器の実験的爆発又は他の核爆発」を禁止する条約。1963 年に作成された部分的核実験禁止条約 (PTBT) が地下核実験を対象としていなかったことから、地下核実験を含む全ての核実験を禁止する条約として策定された。96 年 9 月に国連総会にて採択。条約の発効には、条約の附属書二に列記されている 44 カ国 (発効要件国) の批准が必要であり、現時点では未発効。

条約発効時には包括的核実験禁止条約機関 (CTBTO) が設立されることになっており (条約第 2 条 1)、96 年 11 月より CTBTO 準備委員会が毎年 3 回ウィーンで開催されている。

保障措置（セーフガード措置）

核兵器不拡散条約(NPT)を履行する手段として、平和利用を目的とした核物質が軍事目的に転用されないことを確保するための措置。IAEA は、対象となる国の核物質を計量管理し、核物質の収支及び損失量を分析すること等によって転用の有無を判断する。核不拡散を核物質管理面から支えるものであり、NPT 条約締約国には IAEA との保障措置協定締結が義務づけられている。

【マ行】

ミサイル技術管理レジーム（Missile Technology Control Regime: MTCR）

大量破壊兵器の運搬手段となるミサイル及び有人航空機以外のその他の運搬手段（宇宙ロケット、観測ロケット、無人航空機）並びにその開発に寄与しうる関連汎用品・技術の輸出規制を目的とする輸出管理レジーム。現在 33 カ国が参加。

【ヤ行】

輸出管理

国際的な平和と安全の維持を妨げることとなると認められる場合や、国際収支の均衡の維持並びに外国貿易及び国民経済の健全な発展に必要な場合に、貨物又は技術の輸出に際して、輸出管理当局の許可に服せしめること。

大量破壊兵器等の関連汎用品・技術の供給能力を有する我が国は、国際的輸出管理レジーム（ミサイル技術管理レジーム、原子力供給国グループ、オーストラリア・グループ、ワッセナー・アレンジメント）に参加している国と協調しつつ、外国為替及び外国貿易法に基づき、輸出貿易管理令及び外国為替令に輸出管理品目リストを規定し、このリストに掲載された管理品目の輸出に際しては、原則として輸出先に関わらず個別に許可申請を必要とする厳格な輸出管理を実施している。

余剰兵器プルトニウム

国防上不要となった兵器級プルトニウム。

【ワ行】

ワッセナー・アレンジメント（Wassenaar Arrangement: WA）

ココムが発展解消し、その後継として設立された、通常兵器及び通常兵器の開発・製造に使用され得る汎用品・技術の国際的な移転の透明性の向上及びより責任ある管理の実行を目的とする輸出管理レジーム。2002 年 3 月現在 33 国が参加。